

①休業要請を受けた施設で

4月20日(遅くとも4月25日)～5月6日まで、休業を実施した場合、

→ 法人 30万円、個人事業者 20万円の支給となります。

| 分類           | 業種(※抜粋)  |
|--------------|--|
| 遊興施設等        | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、<br>ダーツバー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス   |
| 運動・遊技施設      | ボウリング場、マージャン店、パチンコ店  |
| 集会・展示施設      | 美術館、ホテル(集会の用に供する部分に限る)、<br>旅館(集会の用に供する部分に限る)   |
| 商業施設<br>(※1) | ペット美容室(トリミング)、宝石類や金銀の販売店、<br>古本屋、おもちゃ屋、DVD/ビデオショップ、<br>DVD/ビデオレンタル、アウトドア用品・スポーツグッズ店、<br>土産物店、旅行代理店(店舗)、ネイルサロン、<br>まつ毛エクステンション、岩盤浴、整体院(※2)、<br>エステサロン、脱毛サロン、写真屋、フォトスタジオ |
| 学習塾等<br>(※1) | 自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、<br>囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、<br>そろばん教室、バレエ教室、体操教室   |
| 文教施設(※1)     | 幼稚園  |

※1 商業施設、学習塾等、文教施設は、100㎡以下の施設については、  
営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止の徹底を依頼。

※2 主として、利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は要請の対象外。

②休業要請の対象施設ではないが

4月20日(遅くとも4月25日)～5月6日まで、酒類の提供時間の短縮(19時まで)を実施した場合

→ 法人 10万円、個人事業主 10万円の支給となります。

| 分類     | 業種(※抜粋)   |
|--------|---|
| 食事提供施設 | 飲食店、喫茶店、居酒屋、<br>ホテル(集会の用に供する部分を除く)<br>旅館(集会の用に供する部分を除く) |

※業種など、詳しくは、北海道のホームページでご確認ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyouyousei.htm>